

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

(諮問第3027号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	第二種指定電気通信設備接続会計規則（案） の概要	2
3	第二種指定電気通信設備接続会計規則（案）	4

<参考>

	第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定 について	18
--	------------------------------	----

諮問第3027号
平成22年12月14日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣 片山 善博

諮 問 書

放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号。以下「改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第6項の規定による第二種指定電気通信設備との接続に係る省令委任事項を定めるため、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を制定することとしたい。

については、改正後の電気通信事業法第169条第4号及び改正法附則第3条の規定に基づき、上記のことについて諮問する。

第二種指定電気通信設備接続会計規則(案)の概要

I 制定の背景

平成21年10月16日付情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」において、第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する事業者（以下「二種指定事業者」という。株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI株式会社、沖縄セルラー電話株式会社が該当。）に関し、「接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当」とされた。

これを受け、平成22年11月26日、第176回国会において、二種指定事業者に係る規制を定めた電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第34条の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）が成立した。当該改正によって、二種指定事業者は、総務省令で定めるところにより二種指定設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。

本件は、これらを踏まえ、二種指定事業者について、二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法等を定める省令を制定するものである。

II 省令案の概要

1. 目的

二種指定設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定事業者が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。（第1条関係）

2. 会計の整理の方法

- (1) 本省令において使用する用語は、事業法及び電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号。以下「事業会計規則」という。）の例による。（第2条関係）
- (2) 二種指定事業者は、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、本省令の規定によらないことができる。（第3条関係）

- (3) 本省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。(第3条関係)
- (4) 勘定科目の分類については、事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (5) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表 (事業会計規則を準用)
 - ② 損益計算書 (同上)
 - ③ 個別注記表 (別表第一)
 - ④ 移動電気通信役務収支表 (別表第二)
 - ⑤ 接続会計報告書 (別表第三。内容として①～④を含む。)
 - ⑥ 配賦整理書
- (6) 金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。(第6条関係)
- (7) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

接続会計財務諸表

3. 総務大臣への提出・公表

- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後三月以内に、上記2(5)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(以下「接続会計報告書等」という。)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備え置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適正に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

III 施行日

放送法等の一部を改正する法律による事業法第34条等の改正規定の施行の日から施行し、平成22年度(2010年度)会計から適用する。

○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第三十四条第六項の規定に基づき、及び同法を実施するため、第二種指定電気通信設備接続会計規則を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 片山 善博

第二種指定電気通信設備接続会計規則

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 資産及び負債・純資産（第七条）

第三章 費用及び収益（第八条）

第四章 接続会計報告書等の公表等（第九条―第十二条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況等を明らかにし、もって第二種指定電気通信設備を設置する電気通

信事業者（以下「事業者」という。）が、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。

（用語）

第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）及び電気通信事業会計規則（昭和六十年郵政省令第二十六号。以下「事業会計規則」という。）において使用する用語の例による。

（遵守義務）

第三条 事業者は、この省令の定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理しなければならない。ただし、特別の理由がある場合には、総務大臣の許可を受けて、この省令の規定によらないことができる。

2 この省令に定めのない事項については、事業会計規則その他一般に公正妥当と認められる会計の原則に従わなければならない。

（勘定科目、貸借対照表及び損益計算書に関する規定の準用）

第四条 事業会計規則第五条前段の規定は、事業者に準用する。この場合において、同条前段中「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二の様式により貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（基礎的電気通信役務損益明細表については基礎的電気通信役務提供事業者に

限り、指定電気通信役務損益明細表については指定電気通信役務提供事業者に限り、移動電気通信役務損益明細表については法第三十条第一項の規定により指定された電気通信事業者に限る。」とあるのは「事業会計規則別表第二様式第一による貸借対照表及び同表様式第二による損益計算書」と読み替えるものとする。

（個別注記表、移動電気通信役務収支表、接続会計報告書及び配賦整理書）

第五条 事業者は、別表第一による個別注記表、別表第二による移動電気通信役務収支表、別表第三による接続会計報告書並びに当該移動電気通信役務収支表を作成する際に準拠した費用及び収益の配賦の基準及び手順を記載した書類（以下「配賦整理書」という。）を作成しなければならない。

（金額の表示の単位）

第六条 第四条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第五条前段の貸借対照表及び損益計算書並びに第五条の個別注記表及び移動電気通信役務収支表（以下「接続会計財務諸表」という。）に掲記される科目その他の事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示することができる。

第二章 資産及び負債・純資産

（資産及び負債・純資産に関する規定の準用）

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

第三章 費用及び収益

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

第四章 接続会計報告書等の公表等

(接続会計報告書及び配賦整理書の提出)

第九条 事業者は、第五条の接続会計報告書及び配賦整理書（次条において「接続会計報告書等」という。）を、毎事業年度経過後三月以内に書面又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により総務大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定により電磁的方法に係る記録媒体により提出する場合には、事業者の氏名及び住所並びに提出の年月日を記載した書類を添付しなければならない。

(接続会計報告書等の公表)

第十条 事業者は、接続会計報告書等の写しを、営業所その他の事業所に備え置き、接続会計報告書等を総務大臣に提出した日から五年を経過する日までの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2 事業者は、接続会計報告書等の写しを、刊行物の発行その他の適切な方法により公表しなければならない。

(計算結果証明)

第十一条 事業者は、接続会計財務諸表が、この省令の規定に基づいて適正に作成されていることについての職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。

(会計記録の保存)

第十二条 事業者は、接続会計財務諸表の作成に用いた帳簿その他の会計記録を毎事業年度経過後五年間保存しなければならない。

附 則

この省令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号）第五条中法第三十四条の改正規定の施行の日から施行し、施行の日以後に終了する事業年度から適用する。ただし、事業者の事業年度の中に総務大臣が法第三十四条第一項の規定により指定を行ったときは、当該指定に係る第二種指定電気通信設備との接続に関する会計については、当該指定の日以後に開始する事業年度から適用する。

別表第一 (第5条及び第6条関係)

個別注記表

事業者名 _____ 事業年度 自 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 至 _____ 年 _____ 月 _____ 日

- 1 継続企業の前提に関する注記
- 2 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 3 貸借対照表に関する注記
- 4 損益計算書に関する注記
- 5 税効果会計に関する注記
- 6 リースにより使用する固定資産に関する注記
- 7 金融商品に関する注記
- 8 貸貸等不動産に関する注記
- 9 持分法損益等に関する注記
- 10 関連当事者との取引に関する注記
- 11 重要な後発事象に関する注記
- 12 連結配当規制適用会社に関する注記
- 13 資産除去債務に関する注記
- 14 その他の注記

(記載上の注意)

- 1 次に掲げる注記表には、次に掲げる事項の記載を省略することができる。
 - (1) 会計監査人設置会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第11号に規定する会社をいう。以下同じ。）以外の株式会社（公開会社（会社法第2条第5号に規定する会社をいう。）又は持分会社（会社法第575条第1項に規定する会社をいう。）の個別注記表 1及び3から12までに掲げる事項
 - (2) 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表 1、9及び12に掲げる事項
 - (3) 会計監査人設置会社であって、会社法第444条第3項に規定するもの以外の株式会社の個別注記表 9に掲げる事項
- 2 貸借対照表及び損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- 3 継続企業の前提に関する注記は、当該会社の事業年度の末日において、当該会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしても

なおお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）における次に掲げる事項とする。

- (1) 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
 - (2) 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
 - (3) 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
 - (4) 当該重要な不確実性の影響の接続会計財務諸表への反映の有無
- 4 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、接続会計財務諸表の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他接続会計財務諸表作成のための基本となる事項（以下「会計方針」という。）であって、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - (3) 引当金の計上基準
 - (4) 収益及び費用の計上基準
 - (5) その他接続会計財務諸表の作成のための基本となる重要な事項
 - (6) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

ア 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容

イ 表示方法を変更したときは、その内容

5 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(1) 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

ア 資産が担保に供されていること。

イ アの資産の内容及びその金額

ウ 担保に係る債務の金額

(2) 保証債務、手形遡及債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(3) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額

(4) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額

(5) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額

(6) 当該株式会社の子会社の親会社株式（資産の部に計上するものを除く。）の各表示区分別の金額

(7) 会社法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金がある場合には、次に掲げる事項（イの区別をすることが困難である場合）は、アに掲げる事項

ア 当該法令の条項

イ 当該準備金又は引当金が1年内に使用されると認められるものであるかどうかの区別

(8) 第7条の規定により準用する事業会計規則第8条の規定により控除した額

- (9) 申込期日経過後における新株式申込証拠金に係る株式の発行数、資本金増加の日及び当該金額のうち資本金に繰り入れられることが予定されている金額
- (10) 会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (11) 受取手形を割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した金額は、受取手形割引高又は受取手形裏書譲渡高の名称を付して注記しなければならぬ。
- (12) 前号の規定は、割引に付し又は債務の弁済のために裏書譲渡した受取手形以外の手形について準用する。ただし、この場合における割引高又は裏書譲渡高の注記は、当該手形債権の発生原因を示す名称を付して記載しなければならない。
- 6 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) 関係会社との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- (2) 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合には、当該資産又は資産グループごとに、次に掲げる事項。ただし、重要性が乏しい場合には、注記を省略することができる。
- ア 当該資産又は資産グループについて、用途、種類、場所の概要。またその他当該資産又は資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項がある場合には、その内容
- イ 減損損失を認識するに至った経緯
- ウ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
- エ 資産グループがある場合には、当該資産グループに係る資産をグループ化した方法
- オ 回収可能価額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
- 7 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。
- (1) 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- (2) 繰延税金負債
- 8 リースにより使用する固定資産に関する注記は、次に掲げる事項とする。
- (1) ファイナンス・リース取引の借主である事業者が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合におけるリース物件（固定資産に限る。以下同じ。）に関する事項。この場合において、当該リース物件の全部又は一部に係る次に掲げる事項（各リース物件について一括して注記する場合にあつては、一括して注記すべきリース物件に関する事項）を含めること。
- ア 当該事業年度の末日における取得原価相当額
- イ 当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額
- ウ 当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- エ アからウまでに掲げるもののほか、当該リース物件に係る重要な事項
- (2) ファイナンス・リース取引により使用するリース物件のうち電気通信事業固定資産の額及び電気通信事業以外の事業の用に供する固定資産の額。電気通信事業固定資産については固定資産の種類別に記載すること。ただし、重要でないものは、一括して記載することができる。
- 9 金融商品（金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。）及び金融負債（金銭債権及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 金融商品の状況に関する事項

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- 10 賃貸等不動産（たな卸資産に分類される不動産以外の不動産であって、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有する不動産をいう。以下同じ。）に関する注記は、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。
- (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項
- (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項
- 11 持分法損益等に関する注記は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。ただし、(1)に定める事項については、損益及び利益剰余金からみて重要性の乏しい関連会社（事業者が他の会社等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該他の会社等（子会社を除く。）をいう。以下同じ。）を除外することができる。
- (1) 関連会社がある場合 関連会社に対する投資の金額並びに当該投資に対して持分法を適用した場合の投資の金額及び投資利益又は投資損失の金額
- (2) 開示対象特別目的会社（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第4条に規定する特別目的会社（同条の規定により当該特別目的会社に対する出資者又は当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）がある場合 開示対象特別目的会社の概要、開示対象特別目的会社との取引の概要及び取引金額その他の重要な事項
- 12 関連当事者（会社計算規則第112条第4項に規定する関連当事者をいう。以下同じ。）との取引に関する注記は、事業者と関連当事者との間に取引（当該事業者と第三者との間の取引で当該事業者と当該関連当事者との間の利益が相反するものを含む。）がある場合における次に掲げる事項であって、重要なものとする。注記は(1)から(8)までに掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。
- (1) 当該関連当事者が会社等（会社計算規則第2条第3項第16号に規定する会社等をいう。）であるときは、次に掲げる事項
- ア その名称
- イ 当該関連当事者の総株主の議決権の総数に占める当該事業者が有する議決権の数の割合
- ウ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (2) 当該関連当事者が個人であるときは、次に掲げる事項
- ア その氏名
- イ 当該事業者の総株主の議決権の総数に占める当該関連当事者が有する議決権の数の割合
- (3) 当該事業者と当該関連当事者との関係
- (4) 取引の内容
- (5) 取引の種類別の取引金額
- (6) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (7) 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該事業年度の末日における残高
- (8) 取引条件の変更があったときは、その旨、変更の内容及び当該変更が接続会計財務諸表に与えている影響の内容
- 13 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前号に規定する注記を要しない。
- (1) 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
- (2) 取締役、会計参与、監査役又は執行役に対する報酬等の給付
- (3) (1)、(2)に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 14 重要な後発事象に関する注記は、当該事業者の事業年度の末日後、当該事業者の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した

場合における当該事象とする。

15 連結配当規制適用会社（会社計算規則第2条第3項第51号に規定する会社をいう。以下同じ。）に関する注記は、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨とする。

16 資産除去債務に関する注記は、次に掲げる資産除去債務の区分に応じ、それぞれ次に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

ア 当該資産除去債務の概要

イ 当該資産除去債務の金額の算定方法

ウ 当該事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

エ 当該資産除去債務の金額の見積りを変更したときは、その旨、変更の内容及び影響額

(2) (1)に掲げる資産除去債務以外の資産除去債務

ア 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない旨

イ 当該資産除去債務の金額を貸借対照表に計上していない理由

ウ 当該資産除去債務の概要

17 その他の注記は、3から16までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

別表第二 移動電気通信役務収支表の様式（第5条及び第6条関係）

移動電気通信役務収支表

事業者名 _____

事業年度 自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

役務の種類	営業 収益	営業 費用	営業 費	運用費	施設 保全費	共通費	管理費	試験 研究費	研究費 償却	減価 償却費	固定 資産 除却費	通信 設備 使用料	租税 公課	営業 利益	摘 要	
																営業 収益
移動電気通信役務																
音声伝送役務																
携帯電話																
PHS																
その他の移動体通信																
小計																
データ伝送役務																
小計																
移動電気通信役務 以外の電気通信役務																
合計																

(記載上の注意)

1 第8条の規定により読み替えて準用する事業会計規則第15条第2項に規定する基準は、次のとおりとする。

(1) 二以上の種類の役務に関連する営業費用は、原則として次の基準によって各種類の役務に配賦すること。

- | | | |
|----|---|------------------------------------|
| 営業 | 費 | |
| 窓 | 料 | 契約申込等件数比 |
| 料 | 金 | 料金請求件数比 |
| 販 | 売 | 販売件数比 |
| そ | の | 加入数比、取扱量比（度数比又は通数比をいう。以下同じ。）又は回線数比 |

別表第三 (第5条、第9条及び第10条関係)

接 続 会 計 報 告 書

(電気通信事業法第34条第6項に基づく報告書)

事業年度 自 年 月 日

至 年 月 日

総務大臣 殿

年 月 日提出

会社名 _____

代表者の役職氏名 _____ 印

(代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。)

本店の所在の場所 _____

電話番号 _____

連絡者 _____

接続会計報告書の写しを縦覧に供する場所

名称 _____ 所在地 _____

第一部 概要紹介

- 1 報告書の目的
- 2 根拠法令等
- 3 会計処理の基準
 - (1) 事業会計規則に基づく会計（財務会計）との関連
 - (2) その他（第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備の接続に関する会計の整理に係る重要な変更等）
- 4 接続会計財務諸表の構成
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益計算書
 - (3) 個別注記表
 - (4) 移動電気通信役務収支表
- 5 計算結果証明報告の紹介
- 6 第3条第1項ただし書の許可事項

第二部 計算結果証明報告

- 1 責任範囲
- 2 証明の基準
- 3 計算結果証明

第三部 接続会計財務諸表

- 1 貸借対照表
- 2 損益計算書
- 3 個別注記表（別表第一の様式による）
- 4 移動電気通信役務収支表（別表第二の様式による）

第四部 参考情報

- 1 配賦整理書の紹介及び入手方法
- 2 第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し取得すべき金額の、原価算定上の重要な変更に伴う影響額

- 3 特に重要な費用の配賦基準の説明
- 4 用語解説
- 5 その他

第二種指定電気通信設備接続会計規則の 制定について

平成22年12月14日

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

背景

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」
(平成21年10月16日 情報通信審議会)

…接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。
具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、…移動電気通信役員利益明細表をベースとして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当である。

「放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）」第5条による改正

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

第34条

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しなければならない。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定

電気通信事業会計規則と第二種指定電気通信設備接続会計規則の比較

電気通信事業会計規則

財務諸表

- ◇ 貸借対照表 ★
- ◇ 損益計算書 ★
- ◇ 株主資本等変動計算書
- ◇ 個別注記表 ★
- ◇ 固定資産等明細表 ★
- ◇ 関係会社投資明細表 ★
- ◇ 有価証券明細表
- ◇ 社債明細表
- ◇ 借入金等明細表
- ◇ 引当金明細表
- ◇ 資産除去債務明細表
- ◇ 電気通信事業営業費用明細表
- ◇ 基礎的電気通信役員損益明細表 ★
- ◇ 指定電気通信役員損益明細表 ★
- ◇ 移動電気通信役員損益明細表 ★
- ◇ その他重要事項明細表 ★
- ◇ 附帯事業損益明細表 ★

附属明細書

第二種指定電気通信設備接続会計規則

接続会計財務諸表

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 個別注記表
- 移動電気通信役員収支表

- ◇ 接続会計報告書 ★
- ◇ 配賦整理書 ★

◇ 総務大臣に提出
★ 公表

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

二種指定事業者が作成すべき書類【第4条及び第5条関係】

接続会計財務諸表

①貸借対照表

電気通信事業
会計規則を準用

資産、負債及び純
資産を整理。

②損益計算書

電気通信事業
会計規則を準用

費用及び収益を整理。

③個別注記表

別表第一

貸借対照表及び損
益計算書に係る注
記等を記載。

(例) 固定資産の減価
償却の方法

④移動電気通信 役務収支表

別表第二

移動電気通信役務
損益明細表をベ
ースとした、接続料
算定上の配賦の出
発台となる書類。

⑤配賦整理書

様式なし

移動電気通信役務
収支表の作成の際
に準拠した費用及
び収益の配賦の基
準及び手順を記載。

(例) 施設保全費
…関連する固定
資産価額比

⑤接続会計 報告書

接続会計財務諸表に加え、会計監査人による証明等を記載した
総務大臣への提出・公表のための書式。

別表第三

電気通信事業会計規則の準用規定について

第二種指定電気通信設備接続会計規則

(資産及び負債・純資産に関する規定の準用)

第七条 事業会計規則第二章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。

(収益及び費用に関する規定の準用)

第八条 事業会計規則第三章の規定は、接続会計財務諸表の作成について準用する。この場合において、同章の規定中「関連収益及び関連費用」とあるのは「関連費用及び関連収益」と、「収益及び費用」とあるのは「費用及び収益」と、「別表第一」とあるのは「事業会計規則別表第一」と、「別表第二様式第14の表から様式第16の表まで」とあるのは「別表第二」と読み替えるものとする。

電気通信事業会計規則

第二章 (資産及び負債・純資産)

- 有形固定資産の評価
- 工事負担金
- 建設仮勘定
- 減価償却
- 共用固定資産の整理
- 固定資産の除却
- たな卸資産の受払い
- 予定受払単価法

第三章 (収益及び費用)

- 関連収益及び関連費用

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について 答申」
(平成21年10月16日 情報通信審議会) (抄)

(4) 接続料算定と規制会計の関係

1) 現状

一種指定制度の接続料算定においては、接続事業者による検証可能性に留意し、接続料算定の透明性を確保する観点から、接続料は、規制会計(電気通信事業会計・接続会計)に基づき算定することとされ、また接続会計から各機能までの算定プロセスも検証可能となるように、接続料の認可申請の際には、網使用料算定根拠が添付されている。

このように、一種指定制度では、規制会計と網使用料算定根拠が相まって、接続料算定の透明性を確保する仕組みが整備されているが、二種指定制度では、規制会計の整理は義務付けられおらず、接続料の届出の際に、その算定根拠も添付されていない状況にある。

2) 主な意見

提案募集等の結果、KDDIからは、設備競争が機能している移動体では、NTT東西のポトルック設備のような設備の非効率性が生じる可能性は小さくなるため、二種指定設備について、接続会計の作成義務などの一種指定設備と同様の規制コストをかける必要は認められないとの意見が示されている。

他方、STNet等からは、接続料の算定根拠を検証可能とする観点から、二種指定事業者に対し接続会計の整理を義務付けべきとの意見が示されるとともに、イー・モバイルからは、NTT東西の網使用料算定根拠の例を引きながら、接続会計制度の範囲外にも、算定に必要な根拠は開示すべきとの意見が示されている。

この点、NTTドコモからは、単に接続料水準のみを届け出るのではなく、今回整理が求められる算定ルールに則って算定されていることを検証できる数値等も併せて届出を行うことが必要との意見が示されている。また、規制会計の具体的な制度設計に当たっては、電気通信事業会計をベースとし、社外への公表に際しては、重要な経営情報が含まれず、必要以上に多岐かつ詳細な情報とならないように配慮が必要等の意見も示されている。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

3) 考え方

接続料算定ルールを整備と当該ルールに則った算定結果の検証は、セツトで行われることが必要である。この際、接続料算定の透明性向上と過度の規制コスト増大の抑制の両面に配慮して制度を検討することが必要である。

この点、二種指定事業者であるNTTドコモ・KDDIともに、現在、前者は禁止行為等規定適用事業者として、後者は基礎的電気通信役務提供事業者として、電気通信事業会計の整理が義務付けられている。これらは、いずれも接続料算定とのリンクを考慮したものであるが、現在整理が義務付けられている電気通信事業会計をベースとした会計制度であれば、過度の規制コストの増大にはならないと考えられる。このため、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、二種指定事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当である。

具体的には、電気通信事業会計で作成している貸借対照表、損益計算書等の財務諸表に加えて、現在、NTTドコモに作成が義務付けられている移動電気通信役務損益明細表をベースとして、接続料算定上の配賦の出発台となる会計書類を作成させることが適当である。当該会計書類においては、音声通話サービスとデータ通信サービスごとに、営業収益・営業費用・営業利益を明らかにするとともに、営業費用については、電気通信事業会計の勘定科目（営業費、施設保全費、減価償却費等）に分けて整理することが適当である。

また、規制会計を整理する場合も、すべての算定プロセスを会計上整理するのは、規制コストとの関係で現実的ではないので、一種指定制度における接続会計と網使用料算定根拠のような役割分担をすることが適当である。このため、二種指定制度でも、規制会計の整理に加えて、接続料の届出の際に、届け出た接続料の水準やその算定プロセスを検証できるような算定根拠を併せ提出させることが適当である。

二種指定事業者に対する新たな会計制度については、所要の制度整備を行った上で、2010年度会計から作成・公表することが必要であり、接続料の算定根拠については、具体的な様式を「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」に規定した上で、可能な限り次期接続料（2009年度接続料）の届出の際から添付することが適当である。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

放送法等の一部を改正する法律
(平成22年法律第65号)(抄)

(電気通信事業法の一部改正)

第五条 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

(略)

第三十四条第三項及び第四項中「第六項」を「第七項」に改め、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、総務省令で定めるところにより、第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、及びこれに基づき当該接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表しな
ければならない。

(略)

第六百六十九条第四号中「第三十四条第一項若しくは第五項」を「第三十四条第一項、第五項若しくは第六項」に改める。

(略)

第二種指定電気通信設備接続会計規則の制定について

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一・二 （略）

三 第一条の規定（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定、同法第六十九條第四号の改正規定及び同法第九十一條第二号の改正規定並びに附則第十条第一項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(準備行為)

第三条 第一条の規定による改正後の放送法第八条の三第三項の認可、同法第五十三条の十、第二条の規定による改正後の放送法（以下「新放送法」という。）第百七十七條並びに第三条及び第四条の規定による改正後の電波法第九十九條の十の規定による電波監理審議会に対する諮問、第五条の規定による改正後の電気通信事業法（以下「新電気通信事業法」という。）第百六十九條の規定による同条の政令で定める審議会等に対する諮問並びにこれらに関する必要な手続その他の行為は、これらの規定の例により、この法律（附則第一条第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前においても行うことができる。

（電気通信事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十条 新電気通信事業法第三十四条第六項の規定は、第五条中電気通信事業法第三十四条の改正規定の施行の日以後に終了する事業年度から適用する。

2～4 （略）

電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）

別表第一（第5条、第6条及び第15条関係）

勘 定 科 目 表
資 産
固 定 資 産

科 目	備 考
1 電気通信事業固定資産	
(1) 有形固定資産	
機械設備	電気通信事業の用に供する機械設備で交換設備、搬送設備及び無線設備並びにこれらに附帯する設備（電力設備及び公衆電話設備を含む。）
空中線設備	無線の伝送路を構成する設備でアンテナ及びその支持物並びにこれらに附帯する設備
通信衛星設備	通信衛星本体（空中線設備に含まれるものを除く。）
端末設備	電気通信事業法第52条第1項の端末設備
市内線路設備	ケーブル及びその支持物並びにこれらに附帯する設備（加入者線路及び市内中継線路を構成するものに限る。）
工事負担金（貸方）	第8条の工事負担金
市外線路設備	市内線路設備以外の線路設備（市内線路設備を有しない場合は「線路設備」として記載することができる。）
土木設備	ケーブル等を収容又は保護するために設けられた管路、とう道、マンホール及びハンドホール並びにこれらに附帯する設備（金額がきん少ななものについては「市内線路設備」又は「市外線路設備」に含めることができる。）
海底線設備	海底ケーブル及び中継器並びにこれらに附帯する設備
建物	附属設備を含む。
構築物	
機械及び装置	機械設備に含まれるものを除く。
車両及び船舶	船舶を有しない場合は「車両」として記載することができる。
工具、器具及び備品	
休止設備	電気通信事業の用に供していない遊休固定資産
減価償却累計額（貸方）	有形固定資産に対する減価償却の累計額
土地	
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引（リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないもの又はこれに準ずるもので、リース物件（当該リース契約により使用する物件をいう。以下同じ。）の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享

建設仮勘定	受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。)におけるリース物件の借主である資産(有形固定資産に属するものに限る。)
(2) 無形固定資産	
海底線使用权	海底ケーブル系の回線使用权
衛星使用权	衛星系の回線使用权(インテルサット及びインマルサットに対する資本拠出額並びに衛星の製作費用、打ち上げ費用等の分担金を含む。)
施設使用权	他所有者に属する施設の使用权
ソフトウェア	電子計算機又は交換機用のプログラム等
のれん	会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第11条の規定により資産に計上するもの
特許権	有償取得したものに限る。
借地権	同上(地上権を含む。)
リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産(無形固定資産に属するものに限る。)
その他の無形固定資産	
2 (何) 業固定資産	
(1) 有形固定資産	(何) 業の用に供する有形固定資産
(何)	
減価償却累計額(貸方)	有形固定資産に対する減価償却の累計額
(2) 無形固定資産	(何) 業の用に供する無形固定資産
(何)	
3 投資その他の資産	
投資有価証券	親会社株式、関係会社株式及びその他の関係会社投資以外のもの。流動資産に属するものを除く。
親会社株式	親会社株式(会社法(平成17年法律第86号)第135条第2項及び第800条第1項の規定により取得したものに限る。以下同じ。)のうち流動資産に属さないもの(その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。)
関係会社株式	売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)に該当する株式及び親会社株式以外のもの。流動資産に属するものを除く。
その他の関係会社投資	関係会社有価証券のうち、親会社株式及び関係会社株式以外のもの。流動資産に属するものを除く。
出資金	関係会社出資金を除く。
関係会社出資金	流動資産に属するものを除く。
長期貸付金	期限が決算期後1年を超える貸付金(関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定するものをいう。以下同じ。))、株主、役員又は従業員に対するも

社内長期貸付金	株主、役員又は従業員に対する長期貸付金
関係会社長期貸付金	関係会社に対する長期貸付金
長期前払費用	決算期後1年を超えた後に費用となるものの前払額
繰延税金資産	流動資産に属するものを除く。
その他の投資及びその他の資産	期限が決算期後1年を超える債権で、他の投資科目に属さないもの及び売掛金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権のうち破産債権、更生債権その他これらに準ずる債権で、決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなもの
(何)貸倒引当金(貸方)	長期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額(一括して掲記することを妨げない。)

流 動 資 産

科 目	備 考
現金及び預金	期限が決算期後1年を超えるものを除く。
受取手形	通常取引に基づいて発生した手形(金融手形を除く。)上の債権
売掛金	通常取引に基づいて発生した事業上の未収額
未収入金	売掛金に整理されるものを除く。
リース債権	所有権移転ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められるものをいう。以下同じ。)におけるもののうち、通常取引に基づいて発生したもの(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。)及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの
リース投資資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引(ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。)におけるもののうち、通常取引に基づいて発生したもの(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で決算期後1年以内に弁済を受けられないことが明らかなものを除く。)及び通常取引以外の取引に基づいて発生したもので決算期後1年以内に期限が到来するもの
有価証券	売買目的有価証券及び1年以内に満期の到来する有価証券
親会社株式	親会社株式のうち貸借対照表日後1年以内に処分されると認められるもの(その額が重要でないときは、注記によることを妨げない。)
貯蔵品	事業の用に供するためあらかじめ貯蔵する物品
前渡金	通常取引に基づく物品の購入、外注加工等のための手付金又は前渡金
前払費用	決算期後1年以内に費用となるものの前払額
繰延税金資産	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産

その他の流動資産	(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの 1年以内に現金化される資産及び期限が決算期後1年以内の債権で他の流動資産科目に属さないもの
(何) 貸倒引当金 (貸方)	短期金銭債権の貸倒損失に備えるための引当額 (一括して掲記することを妨げない。)

繰 延 資 産

科 目	備 考
創立費	
開業費	
株式交付費	
社債発行費等	
開発費	

負 債
固 定 負 債

科 目	備 考
社債	期限が決算期後1年を超えるもの
長期借入金	金融手形その他の期限が決算期後1年を超える借入金 (関係会社、株主、役員又は従業員からのものを除く。)
関係会社長期借入金	関係会社からの長期借入金
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、流動負債に属するもの以外のもの
繰延税金負債	繰延税金負債のうち流動負債に属さないもの
退職給付引当金	
(何) 引当金	その性質により固定負債に整理することが相当なもの
資産除去債務	資産除去債務のうち、流動負債に属するもの以外のもの
その他の固定負債	株主、役員又は従業員からの期限が決算期後1年を超える借入金及び期限が決算期後1年を超える債務で他の固定負債科目に属さないもの

流 動 負 債

科 目	備 考
1年以内に期限到来の固定負債	期限が決算期後1年以内となった固定負債 (関係会社に対するものを除く。)
1年以内に期限到来の関係会社長期借入金	期限が決算期後1年以内となった関係会社長期借入金
支払手形	通常取引に基づいて発生した手形 (金融手形を除く。) 上の債務
買掛金	通常取引に基づいて発生した事業上の未払額

短期借入金	金融手形その他の期限が決算期後1年以内の借入金（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
リース債務	ファイナンス・リース取引におけるもののうち、決算期後1年以内に期限が到来するもの
未払金	未払配当金その他買掛金又は未払費用に属さないもの
未払費用	利息、賃借料、給与等の費用で、当該事業年度以前に属するものの未払額
未払法人税等	法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未納付額
繰延税金負債	(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債 (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で決算期後1年以内に取り崩されると認められるもの
前受金	受注品等に対する内入金その他前受収益に属さないもの
預り金	他から預かつた現金、手形、小切手及び有価証券（株主、役員又は従業員からのものを除く。）
従業員預り金	社内預金等従業員からの預り金
前受収益	利息、賃貸料等の収益で、翌事業年度以後に属するものの前受額
(何) 引当金	その性質により流動負債に計上することが相当なもの
資産除去債務	資産除去債務のうち、決算期後1年以内に履行されると認められるもの
その他の流動負債	期限が決算期後1年以内の債務で他の流動負債科目に属さないもの

純 資 産
株 主 資 本

科 目	内 訳 科 目	備 考
資本金		
新株式申込証拠金		
資本剰余金		
資本準備金		
その他資本剰余金		
利益剰余金		
利益準備金		
その他利益剰余金	(何) 積立金（又は（何）準備金） 繰越利益剰余金	任意積立金を目的別に科目を設けて整理する。
自己株式（借方）		
自己株式申込証拠金		

評 価 ・ 換 算 差 額 等

科 目	内 訳 科 目	備 考
その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金		土地の再評価に関する法律（平成10年法律第34号）第7条第2項に規定する再評価差額金

新 株 予 約 権

科 目	内 訳 科 目	備 考
新株予約権		

費 用

営 業 費 用

科 目	備 考
1 電気通信事業営業費用	
営業費	電気通信役務の提供に関する申込みの受理、電気通信役務の料金の収納及び電気通信役務の販売活動並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
運用費	電話等の通話の受付及び交換、電報の受付、通信及び配達並びにこれらに関連する業務に直接必要な費用
施設保全費	電気通信設備の保全のために直接必要な費用
共通費	営業所等における共通的作業（庶務、経理等）に必要な費用
管理費	本社等管理部門において必要な費用
試験研究費	研究部門において必要な費用
研究費償却	繰延資産に計上した研究費の償却額
減価償却費	有形固定資産及び無形固定資産の減価償却費
固定資産除却費	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するもの）
通信設備使用料	他の事業者に対してその設備を使用する対価として支払う費用
租税公課	固定資産税、事業所税等の租税（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。以下同じ。）を除く。）及び道路占有料等の公課
2 (何)業営業費用 (何)	(何)業に係る営業費用

営 業 外 費 用

科 目	備 考
支払利息	借入金に係る利息
社債利息	社債の支払利息
社債発行費等償却	繰延資産に計上した社債発行費等の償却額
株式交付費償却	繰延資産に計上した株式交付費の償却額

創立費償却	繰延資産に計上した創立費の償却額
開業費償却	繰延資産に計上した開業費の償却額
開発費償却	繰延資産に計上した開発費の償却額
有価証券売却損	有価証券の売却差損
有価証券評価損	有価証券の評価差損
雑支出	他の営業外費用科目に属さないもの

特 別 損 失

科 目	備 考
固定資産売却損	固定資産の売却差損
減損損失	固定資産の評価差損
前期損益修正損	前期以前の損益の修正損
臨時損失	災害その他特別な事由による臨時損失
固定資産除却損 (何)	固定資産の除却損及び撤去費用（毎事業年度経常的に発生するものを除く。）

法人税、住民税及び事業税

科 目	備 考
法人税、住民税及び事業税	法人税、住民税及び事業税
法人税等調整額	税効果会計の適用により計上される法人税、住民税及び事業税の調整額

収 益
営 業 収 益

科 目	備 考
1 電気通信事業営業収益 (何) 収入 その他の収入	電気通信事業に係る営業収益 (何) 役務の提供に係る収益 他の収益科目に属さないもの
2 (何) 業営業収益 (何)	(何) 業に係る営業収益

営 業 外 収 益

科 目	備 考
受取利息	預貯金及び貸付金に係る利息
有価証券利息	国債、地方債、社債等に係る利息
受取配当金	株式の配当金、出資金の分配金等
有価証券売却益	有価証券の売却差益
雑収入	他の営業外収益科目に属さないもの

特 別 利 益

科 目	備 考
固定資産売却益	固定資産の売却差益
前期損益修正益	償却済債権の取立額その他前期以前の損益の修正益
負ののれん発生益	負ののれんの発生益
(何)	

(注) 第15条第1項に規定する基準は次のとおりとする。

電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する費用は、原則として次の基準によつてそれぞれの事業に配賦する。

- 共 通 費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比
又は管理・共通部門以外の部門の人件費比若しくは支出額比
- 管 理 費 関連する固定資産価額比又は管理部門以外の部門の人件費比若しくは支出額比
- 試 験 研 究 費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比
- 研 究 費 償 却 同上
- 減 価 償 却 費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この別表において同じ。）比
- 固 定 資 産 除 却 費 関連する固定資産価額比
- 租 税 公 課
- 固 定 資 産 税 等 関連する固定資産価額比
- 事 業 所 税 管理部門等の人件費比

別表第二（第5条、第6条及び第15条関係）

財 務 諸 表 様 式

様式第1

貸 借 対 照 表

事業者名 _____

年 月 日

(単位 円)

資産の部

I 固定資産

A 電気通信事業固定資産

(1) 有形固定資産

1 機械設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
2 空中線設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
3 通信衛星設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
4 端末設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
5 市内線路設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
6 市外線路設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
7 土木設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
8 海底線設備	×××	
減価償却累計額	×××	×××
9 建物	×××	

	減価償却累計額	×××	×××	
10	構築物	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
11	機械及び装置	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
12	車両及び船舶	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
13	工具、器具及び備品	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
14	休止設備	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
15	土地			×××
16	リース資産			×××
	減価償却累計額	×××	×××	
17	建設仮勘定			×××
	有形固定資産合計			×××
(2)	無形固定資産			
1	海底線使用権			×××
2	衛星利用権			×××
3	施設利用権			×××
4	ソフトウェア			×××
5	のれん			×××
6	特許権			×××
7	借地権			×××
8	リース資産			×××
9	その他の無形固定資産			×××
	無形固定資産合計			×××
	電気通信事業固定資産合計			×××
B	(何) 業固定資産			
(1)	有形固定資産			
1	・・・・・・・・	×××		
	減価償却累計額	×××	×××	
	有形固定資産合計			×××
(2)	無形固定資産			
1	・・・・・・・・			×××
	無形固定資産合計			×××
	(何) 業固定資産合計			×××
C	投資その他の資産			
1	投資有価証券			×××
2	親会社株式			×××
3	関係会社株式			×××
4	その他の関係会社投資			×××
5	出資金			×××
6	関係会社出資金			×××
7	長期貸付金			×××
8	社内長期貸付金			×××
9	関係会社長期貸付金			×××
10	長期前払費用			×××
11	繰延税金資産			×××
12	その他の投資及びその他の資産			×××
	(何) 貸倒引当金(貸方)			×××
	投資その他の資産合計			×××
	固定資産合計			×××
II	流動資産			
1	現金及び預金			×××

2	受取手形	×××	
3	売掛金	×××	
4	未収入金	×××	
5	リース債権	×××	
6	リース投資資産	×××	
7	有価証券	×××	
8	親会社株式	×××	
9	貯蔵品	×××	
10	前渡金	×××	
11	前払費用	×××	
12	繰延税金資産	×××	
13	その他の流動資産	×××	
	(何)貸倒引当金(貸方)	<u>×××</u>	
	流動資産合計		×××
III	繰延資産		
1	創立費	×××	
2	開業費	×××	
3	株式交付費	×××	
4	社債発行費等	×××	
5	開発費	<u>×××</u>	
	繰延資産合計		<u>×××</u>
	資産合計		<u>×××</u>
	負債の部		
I	固定負債		
1	社債	×××	
2	長期借入金	×××	
3	関係会社長期借入金	×××	
4	リース債務	×××	
5	繰延税金負債	×××	
6	退職給付引当金	×××	
7	(何)引当金	×××	
8	資産除去債務	×××	
9	その他の固定負債	<u>×××</u>	
	固定負債合計		×××
II	流動負債		
1	1年以内に期限到来の固定負債	×××	
2	1年以内に期限到来の関係会社長期借入金	×××	
3	支払手形	×××	
4	買掛金	×××	
5	短期借入金	×××	
6	リース債務	×××	
7	未払金	×××	
8	未払費用	×××	
9	未払法人税等	×××	
10	繰延税金負債	×××	
11	前受金	×××	
12	預り金	×××	
13	従業員預り金	×××	
14	前受収益	×××	
15	(何)引当金	×××	
16	資産除去債務	×××	
17	その他の流動負債	<u>×××</u>	
	流動負債合計		<u>×××</u>
	負債合計		<u>×××</u>
	純資産の部		

I 株主資本		
1	資本金	×××
2	新株式申込証拠金	×××
3	資本剰余金	
	(a) 資本準備金	×××
	(b) その他資本剰余金	<u>×××</u>
	資本剰余金合計	×××
4	利益剰余金	
	(a) 利益準備金	×××
	(b) その他利益剰余金	
	(何) 積立金 (又は (何) 準備金)	×××
	繰越利益剰余金	<u>×××</u>
	利益剰余金合計	×××
5	自己株式 (借方)	×××
6	自己株式申込証拠金	<u>×××</u>
	株主資本合計	×××
II 評価・換算差額等		
1	その他有価証券評価差額金	×××
2	繰延ヘッジ損益	×××
3	土地再評価差額金	<u>×××</u>
	評価・換算差額等合計	×××
III 新株予約権		
	純資産合計	<u>×××</u>
	負債・純資産合計	<u>×××</u>

(記載上の注意)

- 1 貸借対照表日において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げること。
- 2 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係るたな卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額をたな卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。
- 3 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 4 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。
- 5 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 6 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。
- 7 有形固定資産に分類されるリース資産については、有形固定資産に分類される他の科目（建設仮勘定を除く。）に含めて表示することができる。
- 8 無形固定資産に分類されるリース資産については、無形固定資産に分類される他の科目（のれんを除く。）に含めて表示することができる。
- 9 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。
- 10 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。
- 11 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。
- 12 自己新株予約権の額は、新株予約権の金額から直接控除し、その控除残高を新株予約権の金額として表示しなければならない。ただし、自己新株予約権を控除項目として表示することを妨げない。
- 13 投資その他の資産、流動資産、繰延資産、固定負債及び流動負債に属する資産又は負債で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該資産又は負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 14 「その他の無形固定資産」、「その他の投資及びその他の資産」又は「その他の流動資産」に属する資産で、その金額が資産の総額の100分の1を超えるものについては、それぞれ当該資産を明示する科目を用いて掲記すること。

- 15 前号の規定は、負債の表示に準用する。この場合において資産の総額とあるのは、負債及び純資産の合計額と読み替えるものとする。
- 16 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。

様式第2

損 益 計 算 書

事業者名 _____

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

I 電気通信事業営業損益

(1) 営業収益

1 ××× ×××

(2) 営業費用

1 営業費 ×××

2 運用費 ×××

3 施設保全費 ×××

4 共通費 ×××

5 管理費 ×××

6 試験研究費 ×××

7 研究費償却 ×××

8 減価償却費 ×××

9 固定資産除却費 ×××

10 通信設備使用料 ×××

11 租税公課 ××× ×××

電気通信事業営業利益 ×××

(又は電気通信事業営業損失)

II (何) 業営業損益

(1) 営業収益

1 ××× ×××

(2) 営業費用

1 ××× ×××

(何) 業営業利益 ×××

(又は(何)業営業損失)

営業利益(又は営業損失) ×××

III 営業外収益

1 受取利息 ×××

2 有価証券利息 ×××

3 受取配当金 ×××

4 有価証券売却益 ×××

5 雑収入 ××× ×××

IV 営業外費用

1 支払利息 ×××

2 社債利息 ×××

3 社債発行費等償却 ×××

4 株式交付費償却 ×××

5 創立費償却 ×××

6 開業費償却 ×××

7 開発費償却 ×××

8 有価証券売却損 ×××

9 有価証券評価損 ×××

10 雑支出 ××× ×××

経常利益(又は経常損失) ×××

V 特別利益		
1	固定資産売却益	×××
2	前期損益修正益	×××
3	負ののれん発生益	×××
4	・・・・・・・・	<u>×××</u> ×××
VI 特別損失		
1	固定資産売却損	×××
2	前期損益修正損	×××
3	減損損失	×××
4	臨時損失	×××
5	固定資産除却損	×××
6	・・・・・・・・	<u>×××</u> <u>×××</u>
	税引前当期純利益（又は税引前当期純損失）	×××
	法人税、住民税及び事業税	×××
	法人税等調整額	<u>×××</u>
	当期純利益（又は当期純損失）	×××

(記載上の注意)

- 1 当該事業年度において、この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。この場合、当該省略科目の次位の科目を省略科目の位置に記載し、以下順次繰り上げる。
- 2 電気通信事業者が、端末設備を購入した電気通信役務の利用者又は電気通信役務の販売代理店等に対して支払う費用のうち、電気通信事業営業損益の営業費用に該当するものは、その支払いの発生原因が電気通信事業に該当するものに限る。
- 3 営業外収益に属する収益で、別に表示することが適当であると認められるものについて、当該収益を示す名称を付した科目をもつて別に掲記することを妨げない。
- 4 営業外収益に属する収益のうちその金額が営業外収益の総額の100分の10以下のもので一括して記載することが適当であると認められるものについては、当該収益を一括して示す名称を付した科目をもつて掲記することができる。
- 5 雑収入に属する収益で営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて掲記すること。
- 6 営業外収益に属する収益のうち、関係会社に係る収益の金額が営業外収益の総額の100分の10を超えるものについては、それぞれ当該収益を明示する科目を用いて、個別注記表に記載すること。
- 7 特別利益項目のうち、「固定資産売却益」の記載については、当該固定資産の種類又は内容を、その他の項目については、当該項目の発生原因又は性格を示す名称を付した科目によつて掲記すること。ただし、当該事項を科目によつて表示することが困難な場合には、個別注記表に記載することができる。
- 8 第3号及び第4号の規定は、営業外費用に属する費用、特別利益に属する利益及び特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 9 第5号の規定は、雑支出に属する費用の記載に準用する。
- 10 第6号の規定は、営業外費用に属する費用の記載に準用する。
- 11 第7号の規定は、特別損失に属する損失の記載に準用する。
- 12 損益計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。
- 13 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とすること。